



保証書

末尾記載の施工会社（以下「施工会社」）及び塗料製造会社（以下、「塗料メーカー」）は、ご用命賜りました本工事（1に定義）につき、それぞれ本書の通り保証いたします。なお、本書の発行日付より前に発行された本工事に関する保証書がある場合、当該保証書は無効となり、本書のみが有効なものとして取り扱われます。

1. 保証の対象となる塗装工事（以下「本工事」といいます）

物件名

所在地

工事完了日

2. 本工事の塗装仕様及び保証内容

塗装部位	塗装仕様	塗装面積	保証品質	保証期間 ^{※1}
(上塗)		m ²	塗膜に著しい ^{※2} 剥離がないこと	年
(中塗)				
(下塗)				
(上塗)		m ²	塗膜に著しい ^{※2} 剥離がないこと	年
(中塗)				
(下塗)				
(上塗)		m ²	塗膜に著しい ^{※2} 剥離がないこと	年
(中塗)				
(下塗)				

※1 保証期間の起算日は、上記1に記載の工事完了日とします。

※2 著しい剥離とは、JIS K 5600-8-5：1999（はがれの等級）に従い、はがれの量及び平均の大きさが等級5以上の剥離を指します。

3. 保証の態様

- (1) 施工会社及び塗料メーカーは、保証品質を満たさない事象（以下「保証対象事象」）が生じた場合、本工事に関連する各社が協力して無償で原因究明のための調査を行います。
- (1) の調査の結果、保証対象事象が塗料の品質に起因すると判明した場合、その補修のため、塗料メーカーは当該補修に要する塗料（施工時と同等のもので塗料メーカーが指定するものに限り）を無償で提供し、施工会社は塗装工事を実施します（当該塗装工事の費用は、原則塗料メーカーが負担するものとし、具体的には施工会社と塗料メーカーの協議により決定します）。
- (1) の調査の結果、保証対象事象が塗装工事の品質に起因すると判明した場合、その補修のため、施工会社は無償で塗装工事を実施し、塗料メーカーは当該補修に要する日本ペイント製の同等の塗料を提供します（当該塗料の費用は、原則施工会社が負担します）。
- 施工会社と塗料メーカーが最善を尽くしたにもかかわらず、(1) の調査において原因が特定できない場合、その補修のため、塗料メーカーは当該補修に要する日本ペイント製の同等の塗料を無償で提供し、施工会社は保証対象事象の補修にかかる塗装工事を無償で実施します。
- (2)～(4) の補修において、お客様の希望により保証対象事象の発生範囲を超えて補修や工事を行う場合等、保証対象事象の補修以外で発生する費用については、お客様ご自身でご負担いただく必要がございます。
- (2)～(4) の補修は、標準的な塗装仕様により、保証対象事象が発生した部位、面積のみ実施するものとし、なお、当該補修にて形成された塗膜の保証期間は延長されず、「2. 本工事の塗装仕様及び保証内容」に定める保証期間の残存期間とします。
- 本工事に係る塗料メーカー及び施工会社の保証サービスは、本項(1)～(4)に定めるものに限定され、また、塗料メーカー及び施工会社は、他の当事者が履行すべき保証サービスの履行義務を負いません。塗料メーカー及び施工会社は、他の当事者が以下いずれかの事由に該当した場合でも、自己が履行義務を負う保証サービスを履行すれば足りるものとし、以下の事由に該当した当事者の保証サービスを履行する義務を負いません。
 - ① 営業の廃止若しくは変更又は解散その他これに類する事態となったとき
 - ② 合理的理由なく自己が履行義務を負う保証サービスを履行しないとき

4. 免責事項

保証対象事象が次の各項に定める事由に起因する場合、施工会社及び塗料メーカーは、本書に基づく保証責任を負いません。

1. 建物等の被塗物の躯体、構造、素地・下地の状態に起因する場合。
2. 結露、凍害（滑雪剥離含む）、塩害、腐食ガス、酸性雨、産業降下灰、公害、錆汁、カビ、汚れ、藻類その他これに類似した周辺環境に起因する場合。
3. 地震、津波、洪水、台風、大雨、落雷、竜巻、降ひょう、砂あらし、地盤沈下、隕石落下、山津波、火山噴火その他これに類する天災地変及び暴動、テロ活動、政府による暴徒鎮圧活動、戦争、内戦、国際紛争、火災、放射線その他これに類する人災を含む、予測困難な不可抗力事由による場合。
4. 不適切な洗剤の使用等、お客様の不注意又は不適切な管理に起因する場合。
5. 本工事の請負契約時に実用化されていた技術では予防・予測が困難な塗膜の異常に起因する場合。
6. 事故等の外部からの衝撃、損傷に起因する場合。
7. 外的な要因により塗装部位に水等が侵入したことに起因する場合。
8. 他社の製品（コーキング材、パテ、シーリング材を含むがこれらに限らない）や、他社の製品との組み合わせに起因する場合。
9. 本工事以外の工事（塗装部位の補修、改造又は改築を含むがこれらに限らない）に起因する場合。
10. その他、施工会社及び塗料メーカーの責めに帰すべきでない事由に起因する場合。

5. 保証を請求する際の手続き

本書に定める保証サービスを請求するときは、以下窓口までご連絡ください。

施工会社住所

施工会社名称

施工会社連絡先

	年	月	日
[施工会社]	SAMPLE		
住所			
社名			
代表者名			
[塗料メーカー]	会社印	代表者印	
住所 東京都品川区南品川4-7-16			
社名 日本ペイント株式会社			
役職・氏名	会社印	本部長印	

(反社会的勢力の排除に関する事項)

1. 本書の保証サービスの対象となるお客様は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する方に限ります。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 自社の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客様が、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、本書の保証サービスを受けることはできません。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて施工会社又は塗料メーカーの信用を毀損し、又は施工会社又は塗料メーカーの業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 施工会社及び塗料メーカーは、お客様が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・保証に違反したことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、お客様に対して何らの催告をすることなく本書の保証サービスの履行を免れます。
4. 施工会社及び塗料メーカーは、前項よりお客様に損害が生じたとしても、これを賠償する責任を一切負いません。

以上